

「介護分野における特定技能協議会」加入の流れ

2021.5

介護分野における特定技能協議会事務局

〒104-0061 東京都中央区銀座 7-17-14 松岡銀七ビル 3 階

(公社) 国際厚生事業団 外国人介護人材支援部内

TEL : 03-6206-1262 FAX : 03-6206-1165

目次

◆入会申請の流れ	2
◆入会申請のための仮アカウント発行申請	3
◆入会申請情報の入力	5
◆登録情報の変更	8
Ⅰ 入会証明書記載事項（※）を変更する場合（※法人名、法人所在地、代表者役職、代表者名）	8
Ⅱ 特定技能外国人を追加する場合	11
Ⅲ 受入れ事業所情報を変更する場合	12
Ⅳ 受入れ事業所を追加する場合	14
Ⅴ Ⅰの変更項目以外の情報を変更する場合	15
◆入会証明書の再発行	16
◆退会	17

入会申請の流れ

1. 入会申請手続のため、システムでのアカウントを取得

(ア) 「入会申請のための仮アカウント発行申請」画面で、法人名、担当者氏名、メールアドレス等を入力し、仮アカウントの発行を申請します。

※このとき、当協議会におけるプライバシーポリシー、協議会設置要綱、入会規程につき、同意が必要です。

(イ) 仮アカウント発行申請後に送られてくるメールに記載してある URL にアクセスします。この時、同じくメールに記載のユーザーID および仮アカウント発行申請時に登録したパスワードでログインします。

※ログインしたことをもって、仮アカウントは本アカウントになります。

2. 入会申請登録画面での申請内容登録

(ア) STEP1. 会員情報（協議会の会員となる法人の情報）を入力します。

(イ) STEP2. 受入れる特定技能外国人の情報を入力します。

※外国人は一人ずつ登録してください。また、地方出入国在留管理局に提出した書類のうち、指定の様式（計6様式）をPDF化し、アップロードしてください。

※特定技能外国人の登録の際、受入れる事業所の登録も行っていただきます。

(ウ) 必要に応じて、入力内容を途中で保存（一時保存）することができます。途中でやめても、再度ログインすれば、申請情報の登録を続けることができます。

(エ) すべて入力が終わったら、「入会申請を行う」ボタンをクリックし、入会申請を行います。

3. 入会審査

(ア) 事務局で申請内容を確認します。もし不備があった場合は、メール等で連絡がありますので、必要に応じて修正を行ってください。なお、審査中は、システムでの入会申請情報の修正はできません。必要な場合は、事務局へメールまたは電話等でご連絡ください。

(イ) なお、審査および入会証明書発行までには、1～2週間ほどかかります。申請内容に不備があった場合はそれ以上お時間をいただくことがありますので、予めご了承ください。

4. 会員登録完了および入会証明書のダウンロード

(ア) 審査が終了したら、厚生労働省にて入会証明書を発行します。

(イ) 同時にメールにて連絡がありますので、上記システムにログインし、「入会証明書」をダウンロードしてください。

入会申請のための仮アカウント発行申請

1. 仮アカウント発行画面にアクセスする。(<https://www.kyoukai-shinsei.net/GetAccount/>)
2. 仮アカウント発行のための、法人名、担当者名、連絡先等を入力します。

*の項目は必須項目です。

法人名*	<input type="text"/>	※法人格を含め正確に入力してください。
協議会担当者氏名*	<input type="text"/>	
協議会担当者電話番号*	<input type="text"/>	※半角ハイフン付きで入力してください。
協議会担当者メールアドレス*	<input type="text"/>	
パスワード*	<input type="password"/>	※8桁以上、英字と数字をそれぞれ1文字以上含めて入力してください。
パスワード(再入力)*	<input type="password"/>	

パスワードも設定してください。(8桁以上、英字と数字をそれぞれ1文字以上含めてください。)

3. 各ポリシー、規程を読み、同意にチェックを入れてください。

※申請いただく前に以下をよくお読みいただき、同意される場合は「プライバシーポリシーに同意する」と「設置要綱に同意する」と「入会規程に同意する」にチェックを入れて申請手続きにお進みください。

プライバシーポリシー [▼プライバシーポリシーを読む](#)

公益社団法人国際厚生事業団が運営する『介護分野における特定技能協議会事務局』は、当事業団の「個人情報保護方針」に遵守し、個人情報を適正に取り扱います。

個人情報保護方針

公益社団法人国際厚生事業団(以下「事業団」という。)は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づき個人の保護に万全を尽くしてまいります。

1.取組方針
事業団は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令並びに本方針及び事業団規程を遵守し、個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

2.適正な取得

個人情報に関するご意見、ご質問

個人情報の取扱いに関するご意見、ご質問等につきましては、次の「個人情報お問合せ窓口」までお申出下さるようお願い申し上げます。

<個人情報お問い合わせ窓口>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル4F
公益社団法人国際厚生事業団 総務部
FAX 03-6206-1165

プライバシーポリシーに同意する*

設置要綱 [▼設置要綱を読む](#)

同様に、「設置要綱」および「入会規程」についても同意にチェックをお願いします。

4. 「上記内容で仮アカウント発行申請する」ボタンをクリック

5. 送られてきたメールを確認してください。

社会福祉法人 ●●●●
▲▲ ▲▲ 様

=====

◆このメールは『介護分野における特定技能協議会の入会申請ページ』
からアカウント発行申請をされた方にお送りしております。

◆このメールにお心当たりのない方は、下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。

=====

ログイン ID の発行が完了しましたので、お知らせいたします。

下記の URL から、ページへログインし申請手続きを行ってください。

<https://www.foreigncareworkers.net/>

下記ログイン ID と申請時に設定していただいたパスワードによりログインしてください。

ログイン ID : A00079
パスワード : (申請時に設定頂いたパスワード)

ログイン ID とパスワードはログインの際に必要ですので、必ず控えておいてください。

6. メール文中の URL をクリックして、記載のあるログイン ID および先ほど設定したパスワードでログインします。

介護分野における特定技能協議会

発行されたアカウントでログインしてください。 (▶アカウント申請手続きはこちら)

ユーザーID

パスワード

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

■お問い合わせ先
介護分野における特定技能協議会事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル4F (公社) 国際厚生事業団 外国人介護人材支援部内
TEL : 03-6206-1262 FAX : 03-6206-1165

©2019 JICWELS

7. ログインが成功したら、本システムのアカウント取得が完了です。会員登録のための申請内容の入力に進んでください。

入会申請情報の入力

<ご注意>

システム入力中、何も操作がない状態で 30 分が経過すると、自動的にログアウトされます。
入力中の場合、入力した内容が失われないよう、一時保存を行ってください。

1. ログインすると、「マイページ」が表示され、現在の申請状況が表示されます。

2. まず、STEP1.の会員となる法人の情報を登録してください。

3. 次に、受入れ予定の特定技能外国人の情報を入力（登録）してください。（これは、一人ずつ入力していただくことになります）

◆受入れ事業所情報

特定技能外国人を受入れる事業所を登録してください。

※最初は何も登録されていない状態なので、まず、事業所の追加登録を行っていただきます。

介護分野における特定技能協議会 入会申請書（厚生労働省 様式第1）つづき
協議会入会申請のための必要事項を入力および必要添付書類をアップロードしてください。

*の項目は必須項目です。

◆受入れ事業所情報 事業所の新規追加 事業所の削除
※事業所が無い場合は、追加ボタンより事業所を追加してください。

1件目

1号特定技能外国人を受け入れる事業所の名称*

フリガナ

受入れ事業所の追加

*の項目は必須項目です。

事業所の名称*
※地方出入国在留管理局への申請書の通りに入力してください。

事業所の名称フリガナ*

郵便番号 - ※半角で入力してください。

都道府県*

市区町村*

市区町村以降*
※地方出入国在留管理局への申請書の通りに入力してください。

キャンセル 追加する

郵便番号を入力すると、住所の一部が自動入力されます。
必要に応じて、追加、修正してください。

事業所の追加（登録）が完了すると、ドロップダウンのリストに表示されますので、それを選択してください。

協議会入会申請のための必要事項を入力および必要添付書類をアップロードしてください。

*の項目は必須項目です。

◆受入れ事業所情報 事業所の新規追加 事業所の削除
※事業所が無い場合は、事業所の新規追加ボタンより事業所を追加してください。

1件目

1号特定技能外国人を受け入れる事業所の名称* 選択している事業所を修正

フリガナ

郵便番号

複数の事業所を就労先として地方出入国在留管理局へ届け出ている場合は、「受入れ事業所の追加」ボタンをクリックして2カ所目以降の事業所を登録してください。

介護分野における特定技能協議会 入会申請書（厚生労働省 様式第1）つづき
協議会入会申請のための必要事項を入力および必要添付書類をアップロードしてください。

*の項目は必須項目です。

◆受入れ事業所情報 事業所の新規追加 事業所の削除
※事業所が無い場合は、事業所の新規追加ボタンより事業所を追加してください。

1件目

1号特定技能外国人を受け入れる事業所の名称* 選択している事業所を修正

フリガナ

郵便番号

受け入れる事業所

受入れ事業所の追加

◆特定技能外国人情報の入力

名前と国籍を入力（選択）してください。

◆特定技能外国人情報

名前 (ローマ字*・カタカナ) Abcd Efgh カタカナ
※「ローマ字」氏名は、旅券上の表記を入力してください。

国籍* フィリピン

※カタカナは任意です。

◆地方出入国在留管理局へ申請した書類等の写しをアップロード

◆地方出入国在留管理局へ申請した書類等の写しをアップロードしてください。
※PDFファイルのみアップロード可能です
※アップロードファイルを変更する場合は、削除してからファイル選択をしてください

雇用条件書（別紙「賃金の支払い」を含む） （参考様式第1-6号）	1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）	介護分野における業務を行わせる事業所の概要書等（介護参考様式第1-2号）	日本語能力水準を証明する書類	技能水準を証明する書類	在留カードの写し
ファイル選択	ファイル選択	ファイル選択	ファイル選択	ファイル選択	ファイル選択

上記のほか提出書類がある場合、「+」ボタンより追加してください。

必要に応じ、上記以外のファイルをアップロードする際、このボタンをクリックし、書類の名称を入力し、その上でとファイルを指定してください。

保存せずにマイページに戻る 登録する

すべてアップロードしたら、「登録する」ボタンをクリックしてください。

マイページに戻りますので、2人以上受け入れる場合は、次の特定技能外国人を登録してください。

すべての受入れ予定の外国人の登録を完了したら、マイページの「上記内容で申請を行う」をクリックし申請してください。登録内容を事務局で審査後、厚生労働省にて入会が承認されたら、メールで入会証明書が発行されたことが通知されます。再度ログインし、入会証明書をダウンロードしてください。

入会証明書は一度しかダウンロードできません。再発行申請の手続きについては、本マニュアル 16 ページをご確認ください。

登録情報の変更

変更したい内容によって手順が異なりますので、下記Ⅰ～Ⅴに分けてご案内します。

(※変更が完了すると、変更履歴として変更日、変更者、変更内容、変更理由が会員マイページに表示されます。)

Ⅰ. 入会証明書記載事項(※)を変更する場合

※法人名、法人所在地、代表者役職、代表者名

1. 会員マイページ内「◆会員情報」の「詳細情報の確認および変更」(黄色ボタン)をクリックしてください。

介護分野における特定技能協議会 会員マイページ

パスワードの変更 ログアウト

【留意事項】
記載内容に変更が生じた場合には、入会規程第5条に基づき、変更の届出を行う必要があります。届出を行わず、協議会事務局との連絡がとれなくなった場合は、入会規程第1条の「協議会に対し、必要な協力を行わなければならない」という要件を満たさず、協議会を脱会したものとみなされる可能性があります。

◆会員情報

協議会権限番号: A01029
法人名: 社会福祉法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
協議会担当名: 総務部 部長 ●● ●● (マルマル マルマル)

詳細情報の確認および変更

◆受け入れる特定技能外国人の情報

1人目 受入事業所: 特別養護老人ホーム▲▲▲▲
国籍: フィリピン
名前: Abcd Efgh

詳細情報の確認および変更

登録情報の削除

2人目

特定技能外国人の追加

2. 「◆会員情報」画面右上の「登録内容を変更する」(黄色ボタン)をクリックしてください。

介護分野における特定技能協議会 入会申請書(厚生労働省 様式第1)

協議会入会申請のための必要事項を入力してください。

*の項目は必須項目です。

◆会員情報

法人名* 社会福祉法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
社会福祉法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
※表示されているものが誤りの場合、修正してください。(法人名を含め正確に入力してください。)

法人名フリガナ* シャカイフクシホウジヤンマルマルマルマル
シャカイフクシホウジヤンマルマルマルマル

郵便番号* 100 0001 ※半角で入力してください。
100 0001

都道府県* 東京都
東京都

市区町村* 千代田区
千代田区

市区町村以降* 千代田1-1-1
千代田1-1-1
※地方出入国在留管理局への申請書の通りに入力してください。

代表者役職* 理事長
理事長

登録内容を変更する

3. 各欄が編集可能な状態になるので、変更したい欄を修正してください。

※修正した欄は薄い黄色に変わります。

4.入力が済んだら、「◆会員情報」画面下の「申請登録情報を変更する」（緑色ボタン）をクリックしてください。

※一旦会員マイページに戻った後、続けて変更を行う場合は、本マニュアル8ページ2.の「登録内容を変更する」（黄色ボタン）をクリックしないと「申請登録情報を変更する」（緑色ボタン）が表示されません。



代表者役職* 理事長
代表者氏名* (フリガナ) サンカクサンカク サンカクサンカク
電話番号* 0120-3456-7890 ※半角ハイフン付きで入力してください。
ホームページ https://abc.com
◆協議会担当者情報
担当者部署・役職 総務部 部長
担当者氏名* (フリガナ) マルマル マルマル
担当者電話番号* 03-1234-5678 ※半角ハイフン付きで入力してください。
保存せずに前のページに戻る 申請登録情報を変更する

5.「入力した内容を登録しました。（まだ登録が完了しているわけではありません。登録を完了するには、【上記の内容で変更申請を行う】より変更申請を確定してください。）」というメッセージが表示されるので、「マイページへ戻る」をクリックしてください。



電話番号* 0120-3456-7890 ※半角ハイフン付きで入力してください。
ホームページ https://abc.com
◆協議会担当者情報
担当者部署・役職 総務部 部長
担当者氏名* (フリガナ) マルマル マルマル
担当者電話番号* 03-1234-5678 ※半角ハイフン付きで入力してください。
保存せずに前のページに戻る 申請登録情報を変更する
入力した内容を登録しました。
まだ登録が完了しているわけではありません。
登録を完了するには、【上記の内容で変更申請を行う】より変更申請を確定してください。
マイページへ戻る

6.「上記の内容で変更申請を行う」（青色ボタン）をクリックしてください。

※変更をキャンセルしたい場合は、「変更を取り消す」をクリックしてください。



パスワードの変更 ログアウト
介護分野における特定技能協議会 会員マイページ
【留意事項】
記載内容に変更が生じた場合には、入会規程第5条に基づき、変更の届出を行う必要があります。届出を行わず、協議会事務局との連絡がとれなくなった場合は、入会規程第1条の「協議会に対し、必要な協力を行わなければならない」という要件を満たさず、協議会を脱会したものとみなされる可能性があります。
入会証明書ダウンロード
◆会員情報
協議会構成員番号: A01029 詳細情報の確認および変更
法人名: 社会福祉法人□□□□□□□□
協議会担当者名: 総務部 部長 ●●●● (マルマル マルマル) 変更あり
◆受け入れる特定技能外国人の情報
1人目 受入事業所: 特別養護老人ホーム▲▲▲ 詳細情報の確認および変更
国籍: フィリピン
名籍: Abcd Efgh 登録情報の削除
2人目
特定技能外国人の追加
変更を取り消す 上記の内容で変更申請を行う

7.登録情報の変更の内容と理由を記入する欄が表示されるので、具体的に記入してください。

8.「申請を行う」(青色ボタン)をクリックしてください。変更申請が完了します。

変更内容を事務局で審査後、厚生労働省にて承認されたら、後日、変更後の情報が記載された入会証明書が発行されます。メールが通知されますので、再度ログインし入会証明書をダウンロードしてください。

※承認されるまでは、画面上で変更前と変更後の情報が併記されますが、承認後は変更後の情報のみが表示されます。

II. 特定技能外国人を追加する場合

1. 会員マイページ内「特定技能外国人の追加」（黄色ボタン）をクリックしてください。

The screenshot shows a member page titled "介護分野における特定技能協議会 会員マイページ". It includes a navigation bar with "パスワードの変更" and "ログアウト". The main content area has a "会員登録書ダウンロード" button. Under the "◆会員情報" section, there are fields for "協議会構成員番号", "法人名", and "協議会担当者名". Below this is the "◆受け入れする特定技能外国人の情報" section, which lists "1人目" with details like "受入事業所", "国籍", and "名前". A blue arrow points to a yellow button labeled "特定技能外国人の追加" at the bottom of this section.

2. 本マニュアル6～7ページと同様に入力してください。

※このとき、本マニュアル5ページに記載されている「一時保存ボタン」は表示されません。画面下の「申請登録情報を変更する」（緑色ボタン）を押して入力内容の保存を行ってください。

The screenshot shows a document upload section titled "◆地方出入国在留管理局へ申請した書類等の写しをアップロードしてください。". It includes instructions about PDF files and document requirements. Below the instructions are six columns, each with a description of a document type and a yellow "ファイル選択" button. At the bottom, there is a large green button labeled "申請登録情報を変更する" and a grey button labeled "保存せずにマイページに戻る". A blue arrow points to the green button.

3. すべての入力が済んだら、本マニュアル9～10ページに沿って手続きを行ってください。

変更内容を事務局で審査後、変更審査が完了したことがメールで通知されます。

Ⅲ. 受入れ事業所情報を変更する場合

◆すでに登録した1号特定技能外国人の受入れ事業所を変更する場合

(※1号特定技能外国人の受入事業所が変更された際に必要となる作業です。)

1. 「登録内容を変更する」ボタンをクリックしてください。

介護分野における特定技能協議会 入会申請書（厚生労働省 様式第1）つづき
協議会入会申請のための必要事項を入力および必要添付書類をアップロードしてください。

*の項目は必須項目です。

◆受入れ事業所情報

1件目

1号特定技能外国人を受け入れる事業所の名称* 特別養護老人ホーム▲▲▲

フリガナ トクベツヨウゴロウジンホームサンカクサンカクサンカク

郵便番号 100 - 0001

受け入れる事業所の所在地 東京都 千代田区 千代田

登録内容を変更する

2. ドロップダウンのリストから事業所を選択してください。

(ドロップダウンのリストにない場合は、「事業所の新規追加」ボタンから追加登録を行ってください。)

変更申請情報（受入外国人の申請内容詳細）
情報を変更したら、必ず最後にページ下部の「申請登録情報を変更する」ボタンをクリックしてください。

*の項目は必須項目です。

◆受入れ事業所情報

事業所の新規追加 事業所の削除

※事業所が無い場合は、事業所の新規追加ボタンより事業所を追加してください。

1件目

1号特定技能外国人を受け入れる事業所の名称* 特別養護老人ホーム▲▲▲

選択してください

特別養護老人ホーム▲▲▲

グループホーム■●●●

介護老人保健施設●●●

選択している事業所を修正

フリガナ

郵便番号 100 - 0001

3. 変更後の情報が反映されます。

変更申請情報（受入外国人の申請内容詳細）
情報を変更したら、必ず最後にページ下部の「申請登録情報を変更する」ボタンをクリックしてください。

*の項目は必須項目です。

◆受入れ事業所情報

事業所の新規追加 事業所の削除

※事業所が無い場合は、事業所の新規追加ボタンより事業所を追加してください。

1件目

1号特定技能外国人を受け入れる事業所の名称* グループホーム■●●●

特別養護老人ホーム▲▲▲

選択している事業所を修正

フリガナ グループホームシカク

トクベツヨウゴロウジンホームサンカク

郵便番号 100 - 0003

100 0001

受け入れる事業所の所在地 東京都 千代田区 一ツ橋（1丁目）

東京都 千代田区 千代田

※承認されるまでは、画面上で変更前と変更後の情報が併記されますが、承認後は変更後の情報のみが表示されます。
(本マニュアル p. 10 参照)

すべての入力が入ったら、本マニュアル9～10ページに沿って手続きを行ってください。

変更内容を事務局で審査後、変更審査が完了したことがメールで通知されます。

◆すでに登録した1号特定技能外国人の受入れ事業所の情報（名称、所在地）を変更する場合

1. 「登録内容を変更する」ボタンをクリックしてください。

介護分野における特定技能協会 入会申請書（厚生労働省 様式第1）つづき
協会入会申請のための必要事項を入力および必要添付書類をアップロードしてください。

*の項目は必須項目です。

◆受入れ事業所情報

1件目

1号特定技能外国人を受け入れる事業所の名称* 特別養護老人ホーム▲▲▲

フリガナ トクベツヨウゴロウジンホームサンカクサンカク

郵便番号 100 - 0001

受け入れる事業所の所在地 東京都 千代田区 千代田

登録内容を変更する

2. 「選択している事業所を修正」ボタンをクリックしてください。

変更申請情報（受入外国人の申請内容詳細）
情報を変更したら、必ず最後にページ下部の「申請登録情報を変更する」ボタンをクリックしてください。

*の項目は必須項目です。

◆受入れ事業所情報

事業所の新規追加 事業所の削除

※事業所が無い場合は、事業所の新規追加ボタンより事業所を追加してください。

1件目

1号特定技能外国人を受け入れる事業所の名称* 特別養護老人ホーム▲▲▲

フリガナ トクベツヨウゴロウジンホームサンカク

トクベツヨウゴロウジンホームサンカク

選択している事業所を修正

3. 「受入れ事業所の変更」という入力欄が表示されるので、変更したい情報を修正し、「上記内容に変更する」ボタンをクリックしてください。

変更申請情報（受入外国人の申請内容詳細）
情報を変更したら、必ず最後にページ下部の「申請登録情報を変更する」ボタンをクリックしてください。

*の項目は必須項目です。

◆受入れ事業所情報

事業所の新規追加 事業所の削除

※事業所が無い場合は、事業所の新規追加ボタンより事業所を追加してください。

◆受入れ事業所の変更

*の項目は必須項目です。

事業所の名称* 特別養護老人ホーム▲▲▲

※地方出入国管理センターへの申請書の通り入力してください。

事業所のフリガナ トクベツヨウゴロウジンホームサンカク

郵便番号 100 - 0001 ※半角で入力してください。

事業所フリガナ 東京都 千代田区 千代田

※地方出入国管理センターへの申請書の通り入力してください。

キャンセル 上記内容に変更する

4. 修正後の情報が反映されます。

（※変更した事業所を複数の特定技能外国人の受入れ事業所として登録している場合、変更箇所は自動的にすべての受入れ事業所情報に反映されます。）

変更申請情報（受入外国人の申請内容詳細）
情報を変更したら、必ず最後にページ下部の「申請登録情報を変更する」ボタンをクリックしてください。

*の項目は必須項目です。

◆受入れ事業所情報

事業所の新規追加 事業所の削除

※事業所が無い場合は、事業所の新規追加ボタンより事業所を追加してください。

1件目

1号特定技能外国人を受け入れる事業所の名称* 特別養護老人ホーム▲▲▲

フリガナ トクベツヨウゴロウジンホームサンカク

郵便番号 100 - 0001

受け入れる事業所の所在地 東京都 千代田区 千代田

選択している事業所を修正

※承認されるまでは、画面上で変更前と変更後の情報が併記されますが、承認後は変更後の情報のみが表示されます。
（本マニュアル p. 10 参照）

すべての入力が入ったら、本マニュアル9～10ページに沿って手続きを行ってください。

変更内容を事務局で審査後、変更審査が完了したことがメールで通知されます。

IV. 受入れ事業所を追加する場合

すでに登録した事業所に加えて新たな事業所を就労先として地方出入国在留管理局へ届け出を行った場合は、受入れ事業所の追加登録を行ってください。

1. 「登録内容を変更する」ボタンをクリックしてください。

介護分野における特定技能協議会 入会申請書（厚生労働省 様式第1）つづき
協議会入会申請のための必要事項を入力および必要添付書類をアップロードしてください。

*の項目は必須項目です。

◆受入れ事業所情報

1件目

1号特定技能外国人を受け入れる事業所の名称* 特別養護老人ホーム▲▲▲

フリガナ トクベツヨウゴロウジンホームサンカクサンカクサンカク

郵便番号 100 - 0001

受け入れる事業所の所在地 東京都 千代田区 千代田

登録内容を変更する

2. 「受入れ事業所の追加」ボタンをクリックして追加登録してください。

介護分野における特定技能協議会 入会申請書（厚生労働省 様式第1）つづき
協議会入会申請のための必要事項を入力および必要添付書類をアップロードしてください。

*の項目は必須項目です。

◆受入れ事業所情報

事業所の新規追加 事業所の削除

※事業所が無い場合は、事業所の新規追加ボタンより事業所を追加してください。

1件目

1号特定技能外国人を受け入れる事業所の名称* 選択してください 選択している事業所を修正

フリガナ

郵便番号

受け入れる事業所の所在地

受入れ事業所の追加

すべての入力が済んだら、本マニュアル9～10ページに沿って手続きを行ってください。

変更内容を事務局で審査後、変更審査が完了したことがメールで通知されます。

V. I の変更項目以外の情報を変更する場合

1.変更したい項目の「詳細情報の確認および変更」(黄色ボタン)をクリックしてください。

介護分野における特定技能協議会 会員マイページ

パスワードの変更 ログアウト

【留意事項】
記載内容に変更が生じた場合には、[入会規程第5条](#)に基づき、変更の届出を行う必要があります。届出を行わず、協議会事務局との連絡がとれなくなった場合は、入会規程第1条の「協議会に対し、必要な協力を行わなければならない」という要件を満たさず、協議会を脱会したものとみなされる可能性があります。

◆会員情報

協議会構成員番号: A01029
法人名: 社会福祉法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
協議会担当者名: 総務部 部長 ●●●● (マルマル マルマル)

◆受け入れする特定技能外国人の情報

1 人目 受入事業所: 特別養護老人ホーム▲▲▲▲
国籍: フィリピン
名前: Abcd Efgh

2 人目

特定技能外国人の追加

入会証明書ダウンロード

詳細情報の確認および変更

登録情報の削除

2.画面右上の「登録内容を変更する」(黄色ボタン)をクリックしてください。

介護分野における特定技能協議会 入会申請書 (厚生労働省 様式第1)

協議会入会申請のための必要事項を入力してください。

*の項目は必須項目です。

◆会員情報

法人名* 社会福祉法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
社会福祉法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
※表示されているものが誤りの場合、修正してください。(法人名を含め正確に入力してください。)

法人名フリガナ* シャカイフクシホウジンマルマルマルマル
シャカイフクシホウジンマルマルマルマル

郵便番号* 100 0001 ※半角で入力してください。
100 0001

都道府県* 東京都
東京都

市区町村* 千代田区
千代田区

市区町村以降* 千代田 1-1-1
千代田 1-1-1
※地方出入国在留管理庁への申請書の通りに入力してください。

代表者役職* 理事長
理事長

登録内容を変更する

3.各欄が編集可能な状態になるので、変更したい欄を修正してください。

※修正した欄は薄い黄色に変わります。

4.すべての入力が済んだら、本マニュアル9～10ページに沿って手続きを行ってください。

変更内容は即時反映されます。

入会証明書の再発行

入会証明書は一度しかダウンロードできません。ダウンロードした後に、再度入会証明書が必要になった場合は、以下の手順に沿って再発行申請を行ってください。

1. 会員マイページ画面右上の「入会証明書再発行申請」（橙色ボタン）をクリックしてください。

The screenshot shows the '会員マイページ' (Member My Page) interface. At the top right, there are buttons for 'パスワードの変更' (Change Password) and 'ログアウト' (Logout). Below the header, there is a section for '◆会員情報' (Member Information) with fields for '協議会構成員番号' (Association Member ID), '法人名' (Company Name), and '協議会担当名' (Association Contact Name). To the right of these fields is a yellow button labeled '入会証明書再発行申請' (Apply for Re-issuance of Membership Certificate), which is highlighted with a blue arrow. Below the member information, there is a section for '◆受け入れる特定技能外国人の情報' (Information of Designated Skills Foreigners to be Accepted) with fields for '1人目' (Person 1) and '2人目' (Person 2). At the bottom of the page, there are buttons for '変更を取り消す' (Cancel Changes) and '上記の内容で変更申請を行う' (Apply for Changes with Above Information).

2. 理由を記入する欄が表示されるので、具体的にご記入ください。

The screenshot shows the same '会員マイページ' interface, but with a modal form titled '入会証明書の再発行申請' (Apply for Re-issuance of Membership Certificate) displayed in the center. The modal form has a text input field for '証明書の再発行の理由を記入してください(必須)' (Please enter the reason for re-issuance of the certificate (required)). Below the input field are buttons for 'キャンセル' (Cancel) and '申請を行う' (Apply). The background page is dimmed, and the '入会証明書再発行申請' button is still visible in the top right corner.

3. 「申請を行う」（青色ボタン）をクリックしてください。再発行申請が完了します。

- 申請理由を事務局で確認後、承認されたら、入会証明書が再発行され、メールで通知されます。再度ログインし、入会証明書をダウンロードしてください。

退会

構成員は、介護分野における特定技能所属機関でなくなった場合は、当協議会を退会することとなります。

予め事務局へ電話かメールで退会する旨と退会理由を連絡した上で、以下の手順に沿って手続きを行ってください。

1. 会員マイページ下部の「協議会の退会を希望する方はこちら」をクリックしてください。

介護分野における特定技能協議会 会員マイページ

【留意事項】
記載内容に変更が生じた場合には、入会規程第5条に基づき、変更の届出を行う必要があります。届出を行わず、協議会事務局との連絡がとれなくなった場合は、入会規程第1条の「協議会に対し、必要な協力を行わなければならない」という要件を満たさず、協議会を脱会したものとみなされる可能性があります。

介護分野における特定技能協議会の入会申請のための情報を入力し申請を行ってください。

STEP1. 会員情報を入力してください

協議会構成員番号： A01031
法人名： 社会福祉法人□□□□□□□□
協議会担当氏名： ●●●●

STEP2. 受け入れする特定技能外国人の情報を入力してください

1. 人目

特定技能外国人の追加
上記の内府で申請を行う

●協議会の退会を希望する方は [こちら](#)

2. 退会に関する注意事項を確認し、「退会に関する注意事項を読みました」のチェックボックスを選択し、「退会する」をクリックしてください。

介護分野における特定技能協議会の退会

【必須】退会に関する注意事項について

退会後にアカウントを復旧することはできません。再び介護分野における特定技能協議会の構成員となる場合は、新たにアカウントを発行してください。また、介護分野における特定技能所属機関でなくなった場合は、介護分野における特定技能協議会入会規程第6条に基づき、入会証明書を事務局へ返却もしくは責任をもって破棄していただけますようお願い申し上げます。

退会に関する注意事項を読みました*

マイページに戻る 退会する

■お問い合わせ先
介護分野における特定技能協議会事務局
〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目17-14 松岡ビル3階 (公社) 国際厚生事業団 外国人介護人材支援部内
TEL: 03-6206-1262 FAX: 03-6206-1165

©2019 JICWELS

3. 「本当に退会してもよろしいですか？」というメッセージが表示されるので、「退会する」をクリックしてください。退会が完了します。

介護分野における特定技能協議会の退会

【必須】退会に関する注意事項について

退会に関する注意事項を読みました*

介護分野における特定技能協議会の退会
社会福祉法人□□□□□□□□
本当に退会してもよろしいですか？
キャンセル 退会する

■お問い合わせ先
介護分野における特定技能協議会事務局
〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目17-14 松岡ビル3階
TEL: 03-6206-1262 FAX: 03-6206-1165

©2019 JICWELS